



# 千葉県労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

93.6.4 No. 3805

## 予科生等 運転士登用差別地労委

# 全面勝利命令

### 主 文

被申立人は、別表記載の申立人の組合員齊藤守秀、関根末吉、関寿、岩崎一重、川村雅己、溝口靖人、加藤信夫、内田晃、小沢勇、伊藤晃、嶋田喜彦、半田幸夫、小柴将美、岩瀬文男、関道利、井上孝弘、江沢英紀、荒井秀雄及び井高正裕を平成元年11月30日付けで運転士に発令したものととして取扱い、運転士として就労させなければならない。

## 当局は、命令に従いただちに 運転士に登用しろ!!

# 強制配転者全員の 原職復帰かちとろろ

六月一日、千葉県地方労働委員会は、九〇年三月三〇日に動労千葉が申立てた「予科生運転士登用差別地労委」について、組合側の主張を全面的に認める完全勝利の救済命令を発した。

命令は、まず、業務移管について「(動労千葉)の影響力を減退させることの下に行なった」と認定した上で、予科生の本科入学、ハンドル訓練車掌発令について、「(動労千葉)を嫌悪し差別的取扱を行なった」「(動労千葉)の弱体化を企図するために行なった」「(動労千葉)の組合員を車掌試験から排除していた」と認定している。

さらに、運転士発令でも、動労千葉以外の者を車掌ではなく関連事業等から四名登用していることに触れ、「(動労千葉)には、関連事業等に從事している運転士有資格者が四〇名いるが、上記・・・発令は申立人には一切配慮することなくおこなわれ、・・・(動労千葉)の組合員からは運転士に登用しない、という意図からの差別的取扱いのもとで行なわれた」と認定しており、総合判断でも「(動労千葉)を嫌悪しての不利益取扱であり、かつ、申立人の弱体化を狙った支配介入であり、・・・不当労働行為である」と結論し、動労千葉の一〇〇%勝利としているのである。

この勝利命令は、JRが動労千葉を潰すために予科生の運転士登用を利用してあらん限りの不当労働行為を行なっていたことを完全に認めたものであり、さらに、強制配転されている組合員の原職復帰に向けた勝利の一步である。

動労千葉は、この勝利命令をもとに運転士への速やかな登用と強制配転者の原職復帰をかちとるべく命令の完全履行を千葉支社に求めていくものである。